

	25 新 都 建 指 第 2114 号
	平 成 26 年 3 月 28 日
	28 新 都 建 指 第 1678 号
改正	平 成 29 年 3 月 29 日
	29 新 都 建 指 第 1232 号
改正	平 成 30 年 1 月 30 日
	30 新 都 建 指 第 8249 号
改正	平 成 31 年 3 月 15 日
	3 新 都 建 指 第 1584 号
改正	令 和 4 年 3 月 30 日
	4 新 都 建 指 第 395 号
改正	令 和 4 年 6 月 30 日
	6 新 都 建 指 第 64 号
改正	令 和 6 年 5 月 15 日

新宿区エレベーター防災対策改修支援事業助成金交付要綱事務取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、新宿区エレベーター防災対策改修支援事業助成金交付要綱（平成 26 年 3 月 28 日付 25 新 都 建 指 第 2106 号。以下「要綱」という。）第 20 条の規定に基づき、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領で使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。

(助成金全体設計承認申請書に添付すべき書類)

第 3 条 要綱第 8 条第 1 項に規定する新宿区エレベーター防災対策改修支援事業助成金全体設計承認申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 付近見取図及び位置図
- (2) 助成対象建築物の所有権を証する書面
- (3) 助成対象建築物の耐震性を確認又は推測できるもの
- (4) 助成対象建築物の長期修繕計画書又は維持保全計画書
- (5) 見積書
- (6) 事業工程表

2 前項に掲げるほか、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める書類を添付する。

- (1) 申請者が個人の場合 直近の区市町村税の納付状況がわかるもの(申請者分)。
- (2) 申請者が法人の場合 ア及びイに掲げる書類
 - ア 法人登記簿謄本、抄本又は登記事項証明書の写し
 - イ 常時使用する従業員の数を確認できる資料
- (3) 申請者が区分所有建築物の代表者の場合 ア及びイに掲げる書類
 - ア 管理組合の総会決議により又は持分の合計が過半となる共有者の承諾により代表者として選任された者であることを証する書類の写し
 - イ 防災対策改修工事を行うことについて、管理組合の総会決議を得たこと、又は持分の合計が

過半となる共有者の承諾を得たことを証する書類の写し

(助成金交付申請書に添付すべき書類)

第4条 要綱第9条に規定する新宿区エレベーター防災対策改修支援事業助成金交付申請書に添付すべき書類は、前条第1項第1号から第5号及び第2項に掲げる書類とする。

2 前項に掲げる書類について、要綱第8条第2項の規定により承認を受けた場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(変更申請書に添付すべき書類等)

第5条 要綱第13条第1項に規定する新宿区エレベーター防災対策改修支援事業変更申請書に添付すべき書類及び要綱第13条第4項に規定する軽微な変更届に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 付近見取図及び位置図
- (2) 第4条第1項に掲げる書類のうち、変更に係る部分を示したもの

(工事完了報告書に添付すべき書類)

第6条 要綱第15条に規定する新宿区エレベーター防災対策改修工事完了報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 契約書の写し
- (2) 工事実施設計図
- (3) 工事作業状況がわかる施工写真及び完了写真
- (4) 試験成績書
- (5) 費用明細書
- (6) 防災対策改修工事に要した費用に係る領収書等の写し

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月15日から施行する。